

川崎市消防局消防艇運航管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局消防艇運航管理規程（令和3年消防局訓令第20号。以下「規程」という。）第21条に基づき、規程の運用に必要な事項を定めるものとする。

(乗組員の職務)

第2条 規程第6条第3項に定める乗組員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 船長は、消防艇小隊長（以下「小隊長」という。）の命を受け、他の乗組員を指示し、消防艇の安全運航に努めなければならない。
- (2) 機関長は、小隊長の命を受け、機関業務を行うものとする。
- (3) 乗組員は、消防艇の安全運航に必要な業務を行うものとする。
- (4) 船長以外の乗組員は、主たる職務のほか海上特殊無線機及びレーダーの運用業務を兼務するものとする。

(乗組員の配置)

第3条 規程第7条に定める乗組員の配置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乗組員の配置基準は、別記1のとおりとする。
- (2) 乗組員の配置状況は、各年度の4月1日の時点における状況を同月末までに乗組員配置表（別記様式第1号）により報告する。

(乗船履歴等の管理)

第4条 規程第8条に定める乗船履歴等の管理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乗船履歴は、乗船履歴書（別記様式第2号）により管理する。
- (2) 海技士等の資格保有情報その他必要な事項は、各年度の4月1日の時点における状況を同月末までに海技士等現況表（別記様式第3号）により報告する。

(運航管理)

第5条 規程第9条第2項に定める消防艇を運航する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害出場に関する業務

消防艇の出場は、川崎市消防局警防規程第39条及び第42条第4項に基づく出場とし、災害発生場所及び災害形態等から必要な消防艇を選択するものとする。

なお、出場については、原則、大型艇を選択するものとするが、潮位等の理由により大型艇が航行不能の場合は、小型艇を選択するものとする。

(2) 訓練及び演習に関する業務

(3) 調査及び広報に関する業務

(4) その他消防長又は臨港消防署長が必要と認める業務

2 当直責任者は、運航可否の結果について、消防指令センター及び警防部警防課へ報告するものとする。

3 小隊長は、運航中の気象若しくは海象の変化又は消防艇事故に伴い運航が継続できないと判断した場合には、次に掲げるとおり報告するものとする。

(1) 出場時は、川崎市消防局通信規程運用要綱第8条に基づき報告する。

(2) 発航時は、所属及び消防指令センターへ指令電話等を活用して速やかに報告する。

(3) 船舶事故を伴う場合には、(1)又は(2)によるほか、本要綱第14条により報告する。

4 運航可否の決定及び消防艇の選択出場は、船長の意見、別記2（気象及び海象に

よる運航基準)、船体性能及び目的地までの航路等を総合的に判断して行う。

5 運航履歴の管理は、消防艇機関運用日誌(別記様式第4号)に基づき記録するものとする。

(安全運航管理者)

第6条 規程第10条に定める安全運航管理者の指定及び職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運航管理者

ア 安全運航管理者は、消防艇配置署の当直責任者をもって充てる。

イ 安全運航管理者は、乗組員に対して安全教育、安全運航に係る業務の監督及び安全運航責任者への必要な指示を行うものとする。

ウ 安全運航管理者は、必要により消防艇に乗船して運航の状況を確認するものとする。

(2) 安全運航責任者

ア 安全運航責任者は、千鳥町出張所長をもって充て、安全運航管理者を補佐するとともに、次に掲げる事項を監督し、乗組員に対して必要な指示及び指導を行うものとする。

(ア) 安全運航に係る教育訓練

(イ) 水路調査業務

(ウ) 消防艇機関運用日誌等の記録業務

(エ) 点検整備業務

(オ) その他安全運航責任者が必要と認める事項

イ 安全運航責任者は、乗組員の海技士等の免許の種類、有効期限その他記載事項を確認するものとする。

(3) 安全運航技術指導員

ア 臨港消防署長は、船長の資格を有する者から安全運航技術指導員を各課1名指定するものとする。

イ 安全運航技術指導員は、機関長と連携し、操船、点検整備、甲板作業その他必要な事項について、乗組員に対して指導及び助言を行うものとする。

ウ 安全運航技術指導員は、乗組員に対して、水路、気象及び海象の情報について周知を図るものとする。

(水路調査の要領)

第7条 規程第12条に定める水路調査の要領は、別記3のとおりとする。

(乗船者の安全対策)

第8条 規程第13条に定める乗船者の安全対策の要領は、別記4のとおりとする。

(荒天時の安全対策)

第9条 規程第14条に定める荒天時の安全対策は、次に掲げるとおりとする。

1 荒天時の安全対策要領

荒天時の安全対策要領は、別記5及び別記6のとおりとする。

2 荒天時への対応訓練

(1) 台風時の対応訓練は、年度ごとに各課1回以上行うものとする。

なお、現に台風への対応を行った場合には、当該対応を訓練と扱うことができる。

(2) 津波時の対応訓練は、臨港消防署長が必要と認める都度行う。

(外部点検整備)

第10条 規程第16条に定める外部点検整備は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法定点検整備

(2) 上架点検整備

- 2 施設整備課長は、外部点検整備の年度計画を各年度の上期に臨港消防署長に通知するものとする。
- 3 臨港消防署長は、外部点検整備の要望について、点検整備要望書（別記様式第6号）により外部点検整備実施日の3か月前までに要望できるものとする。
- 4 臨港消防署長は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条に基づく法定点検整備の結果について保存するものとする。

（所属点検整備）

第11条 規程第16条に定める所属点検整備は、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 日常点検整備
- (2) 発航後点検整備
- (3) 毎週点検整備
- (4) 特別点検整備
- (5) その他の点検整備

2 所属点検整備の基準及び記録は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所属点検整備の基準は、別表のとおりとする。
- (2) 所属点検整備の結果は、消防艇機関運用日誌（別記様式第4号）に記録する。
- (3) 特別点検整備の結果は、(2)のほか、消防艇特別機能検査点検表（別記様式第5号）に記録する。
- (4) 消防艇に故障が発生した場合は、川崎市消防局警防用資器材管理要綱（平成23年3月29日付け22川消施第3870号。以下「資器材管理要綱」という。）に基づき報告するものとする。

（点検整備記録）

第12条 規程第16条に定める点検整備のほか、消防艇の部品及び油脂類の交換並びに消防艇の修理をした場合には、点検整備記録表（別記様式第7号）にその都度記録するものとする。

（教育訓練等）

第13条 規程第17条に定める教育訓練の基準は、別記7のとおりとする。

- (1) 附帯装置の教育の執行体制は、別記8のとおりとする。
- (2) 教育結果の記録は、乗船履歴書（別記様式第2号）備考欄に記載するものとする。

（消防艇による事故発生時の対応）

第14条 規程第18条に定める消防艇による事故発生時の対応要領は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防艇による事故発生時の対応要領は、別記9のとおりとする。
- (2) 臨港消防署長は、消防艇による事故発生時の任務分担を作成し船内に備え付けるものとする。

（応急救難体制）

第15条 規程第20条に定める応急救難対策本部体制は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長は応急救難対策本部の事務を統括するものとし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたときは、その職を代行するものとする。
- (2) 本部員は、本部長が指定する警防部の職員その他本部長が必要と認める者とする。
- (3) 応急救難対策本部の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 情報の収集及び管理に関すること。

- イ 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- ウ 救難活動の調整に関すること。
- エ 消防艇の浮揚（沈没した場合に限る。）及び保全に関すること。
- オ 流出油の処理及び二次災害の発生防止に関すること。
- カ その他本部長が必要と認めること。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別記 1

乗組員の配置基準

(乗組員の配置)

乗組員については、当該職員の乗船履歴を考慮した上で次に掲げるとおり配置するものとする。

- 1 大型艇には消防職員・主要機械の配置基準に基づき、小隊長以下6人以上の乗組員を乗船させるとともに、船長については、6級海技士（航海）又はこれより上級の海技免許を受けている者とし、機関長は、5級海技士（機関）又はこれより上級の免許を受けている者とする。ただし、海上において一時的に消防艇かわさき積載救助艇（以下「積載救助艇」という。）を運航する場合は、船長以下4人とすることができる。
- 2 小型艇には、消防職員・主要機械の配置基準に基づき、小隊長以下6人以上の乗組員を乗船させるとともに、船長には、2級小型船舶操縦士（湖川小出力に限定されたものを除く。以下同じ。）又はこれより上級の免許を受けている船長補職を有した者とし、機関等の管理のため機関長の補職を有した者を乗船させるものとする。
ただし、積載救助艇を同時運航する場合は、船長以下4人とすることができる。
- 3 積載救助艇を運航する場合は、2級小型船舶操縦士又は、これより上級の免許を受けている者を操船者とし必要な乗組員を乗船させるものとする。
- 4 乗組員の配置は、1から3を原則とするが、災害活動等において、当直責任者が必要と認めるときは海事法規を遵守し、安全運航が確保された場合に限り乗組員の配置を変更することができる。
- 5 無線担当は、2級海上特殊無線技士又はこれより上級の免許を受けていること。

別記 2

気象及び海象による運航基準

1 趣旨

本基準は、消防艇の運航可否を判断するための気象条件及び海象条件の目安を示すものとする。

2 運航可否の目安

(1) 気象条件及び海象条件

ア 運航不能となる数値は、視程(水平方向で見渡せる最小の視界の距離を言う。以下同じ。)及び風向風速ごとに次の表に掲げるとおりとする。

視程	風向風速(消防艇風速計)
500メートル未満	最大風速15m/s (最大風速10m/s(南風時))

イ 波高及び係船中の消防艇の動揺を運航不能の判断の目安とすること。

(2) 観測値の取得方法

視程、風向風速、波高及び係船中の消防艇の動揺は、次に掲げるとおり取得すること。

ア 視程は、消防艇から水上を見渡し、最も視界が悪い方向から取得する。

イ 風向風速及び波高は、気象庁及び海上保安庁横浜海上保安部のホームページ等から情報を取得すること。

3 留意事項

(1) 浅瀬が点在する河口付近を運航する場合には、2(1)の気象条件及び海象条件に限らず安全運航の視点に立って判断すること。

(2) 運航可否の判断には、運航可否の目安のほか、気象予報及び海象予報を考慮すること。

(3) 目測で視程が取得できるように、係船位置から運河又は河川の対岸等の距離を把握しておくこと。

(4) 運航中の気象及び海象の変化に伴う継続運航の可否判断については、運航可否の目安とするほか、自船の動揺及び操船の難易を考慮すること。

また、必要により自船の風向風速計を活用し、気象観測を行うこと。

別記 3

水路調査要領

1 実施場所及び実施回数

水路調査の実施場所及び実施回数については、次の表に掲げるとおりとする。

実施場所	実施回数
京浜港川崎区	1年ごとに1回以上
河川等	
その他必要な水域	必要の都度

※河川運河については、支流等についても運航可能な範囲で実施の対象とすること。

2 確認項目

水路調査時における確認事項及び当該事項の詳細は、次の表に掲げるとおりとする。

	確認事項	詳細
港 湾 部	航路標識及び特殊標識	1 移動又は変更の状況 2 灯火の状況 (※)
	他船舶の交通	他船舶の交通量
	ふ頭及び係船施設	1 防舷材その他これに類する設備の設置状況 2 係船の可否
	護岸及び防波堤	1 接近進路からの見通しの状況 2 水深
	工事場所	1 内容及び期間 2 ブイの点灯状況及び照度 (※)
	その他	1 沈船及び埋没物の有無 2 シーバースその他これに類する施設の位置 3 びょう泊地における船舶の停泊及び停船の状況 4 催事開催予定場所での注意箇所 5 関係機関からの注意情報
	河 川 部	進入路
橋桁		潮位、波高等の状況に応じた通過の可否
航路標識及び特殊標識		1 移動又は変更の状況 2 灯火の状況 (※)
他船舶の交通		他船舶の交通量
ふ頭及び係船施設		1 防舷材その他これに類する設備の設置状況 2 係船の可否
護岸及び防波堤		1 接近進路からの見通しの状況 2 水深

河川部	工事場所	1 内容及び期間 2 ブイの点灯状況及び照度 (※)
	その他	1 沈船及び埋没物の有無 2 シーバースその他これに類する施設の位置 3 びょう泊地における船舶の停泊及び停船の状況 4 催事開催予定場所での注意箇所 5 関係機関からの注意情報

※日没後に運航した場合に確認すること。

3 情報共有

水路調査を実施した場合には、安全運航上、必要な情報について情報共有を図るものとする。

4 留意事項

- (1) 水路調査は、航行区域の範囲で実施すること。
- (2) 水路調査は、消防艇を出場可能で実施すること。ただし、部隊運用上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 調査実施前に乗組員全員で次に掲げる事項を確認すること。
 - ア 予定航路、距離、所要時間及び燃料消費量
 - イ 気象及び海象の状況
 - ウ 海凶の情報、工事情報等の航路情報
 - エ その他安全運航の上で必要な事項
- (4) 調査は、複数回に分けて実施できるものとする。
- (5) 工事現場付近を運航する場合には、水中残存物、ワイヤー等の工事資材との接触に注意すること。
- (6) 調査時の運航の機会を有効に活用して操船技能の向上に努めること。
- (7) 渇水又は干潮により河川の水位が低下した場合は、河口付近の浅瀬への乗り揚げ及び干出岩への衝突に注意すること。
- (8) 台風通過及び大雨に伴う河川の著しい増水後には、流木等の浮遊物に注意し、河川水位、進入針路、水深の変化、水面下の滞留物及び川底の堆積物の確認を行うこと。

別記 4

乗船者の安全対策要領

1 定員の順守

消防艇には、船舶検査証書に記載された最大搭載人員を超えて乗船させてはならない。ただし、災害現場において要救助者を船内に収容する場合は、この限りでない。

2 乗船者に対する安全対策

(1) 出向時

乗組員は、次の表の各時期に応じて、乗組員以外の乗船する者（以下「乗船者」という。）に対して安全対策を行うこと。

時期	安全対策
乗下船時	1 乗下船者の人数を把握する。 2 小隊長又は船長から乗下船の合図があるまで乗下船させない。 3 乗船者に対して、携行品及び資機材の落水防止を指示する。 4 乗下船位置及び経路を確認する。 5 乗下船位置において安全監視を行う。 6 乗船者に対して、救命胴衣の取扱説明及び着装を指示する。
運航時	1 小隊長及び船長の指示を遵守させる。 2 小隊長及び船長の指示があるまで救命胴衣を離脱させない。 3 小隊長及び船長の許可なく、乗船者を甲板上に出さない。

(2) 出場時

(1) のほか、乗組員は、必要により乗船者に対して、次に掲げる安全対策を行うこと。

ア 乗下船時には、接舷中の船位の変化に注意させる。

イ 救命浮環及び自動膨張式救命具を直ちに投下できるように準備する。

3 職員以外の者が乗船する場合の安全対策

乗船者の人数及び年齢等を考慮し 2 (1) のほか、次に掲げる安全対策を行うこと。ただし、災害現場における要救助者等を乗下船させる場合はこの限りでない。

(1) 誘導員を指定し、安全監視を強化する。

(2) 乗下船時及び運航時の注意事項を事前に説明する。

(3) 乗船前の陸上で救命胴衣を着装させ、下船後の陸上で救命胴衣を離脱させる。

(4) 船内の移動可能な範囲及び経路の明示又は係員の配置を行う。

(5) 移動経路の段差及び突起箇所への注意表示の掲出又は係員の配置を行う。

(6) 救命浮環及び自動膨張式救命具を直ちに投下できるように準備する。

別記5

台風（急速に発達する〔した〕低気圧を含む。）時の安全対策要領

1 概要

台風が本市に接近するまでの時間に応じて各種対策を行う。

2 事前対策

(1) 実施要件

川崎港が概ね24時間以内に強風域（当該区域の風速が毎秒15メートル以上の区域をいう。以下同じ。）に入ると予想される場合又は气象台等から「急速に発達する低気圧」の情報などが発表された場合に事前対策を行う。

(2) 実施事項

- ア 係船索の点検及び増強準備
- イ 防舷材の増強準備
- ウ いかり及びびょう鎖
- エ 船体開口部の水密点検及び浸水防止（防水シートによる被服を含む。）
- オ 船体、栈橋等の施設の点検
- カ 積載資機材の転倒防止
- キ 燃料及び資機材の積載位置の変更
- ク 移動又は転倒の危険性がある資機材の収納、固定又は陸揚げ
- ケ 船底の溜まり水（ビルジ）の排出
- コ その他必要な事項

3 荒天対策

(1) 実施要件

次に掲げるいずれかの場合に該当したときに荒天対策を行う。

- ア 川崎港が12時間以内に強風域に入ると予想される場合
- イ 当直責任者が必要と認める場合

(2) 実施事項

- ア 事前対策の実施状況の確認
- イ 係船索及び防舷材の増強
- ウ 投びょう（必要と認める場合に限る。）
- エ その他必要な事項

4 その他

台風の接近に限らず強風時においては、必要により本要領に基づく対策を実施する。

津波時の安全対策要領

1 概要

東京湾内湾に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発令された場合には、予想される津波到達までの時間及び津波の高さに応じて各種対策を行う。

2 陸上避難

津波到達までの時間的な余裕がない場合で、必要と認めるときは、本要領に限らず陸上の安全な場所に避難する。

3 事前対策

- (1) 安全かつ的確に避難できるように、日頃から、地震や津波に関する情報入手方法及び各種情報伝達経路について確認しておくこと。
- (2) 船長は、各種資料及び既存の運航に関する計画等に基づき、津波の到達予想時間及び高さ等を勘案しつつ自船が取るべき対応を検討しておくこと。

4 避難対策

警報・注意報が発令された場合は、次の表を参考に行動すること。
 なお、避難方法等の詳細は、事前に定めておくこと。

津波警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		津波来襲までの時間的な余裕	構内に着岸中の船舶		錨泊中の船舶	航行中の船舶
	数値での発表(発表基準)	巨大地震の場合の表現		一般船舶(作業船を含む)	危険物積積船舶	浮標等に係留中の船舶	
大津波警報	10m超 (10m < 高さ)	巨大	なし	係留避泊または陸上避難		港内避泊	
	10m (5m < 高さ ≤ 10m)		あり	港外退避		港外退避	
	5m (3m < 高さ ≤ 5m)		なし	係留避泊		港内避泊	
津波警報	3m (1m < 高さ ≤ 3m)	高い	あり	港外退避 または係留避泊	港外退避	港外退避	
津波注意報	1m (0.2m < 高さ ≤ 1m)	(表記しない)	—	係留避泊または港外退避		港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避

参考：(公益社団法人)日本海難防止協会作成「津波に対する船舶対応表」

- 津波来襲までの時間的な余裕 { あり:津波警報等の発表後、船舶を港外避難させて安全な状態とする十分な時間がある場合
 なし:津波警報等の発表後、船舶を港外避難させて安全な状態とする時間がない場合
- 係留避泊:係留の強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること
 (陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する)
- 港内避泊:港内の緊急避難海域において、錨、機関、スラスター等を使用して津波に対抗すること
- 港外退避:港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難すること (港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)
- 陸上避難:可能な限りの船舶流出防止措置及び危険物に対する安全措置をとった後、乗組員等は陸上の高い場所に避難すること

5 留意事項

- (1) 港外退避の際は、津波高を注視して操船すること。
- (2) 甲板上の通風口及び換気口を閉鎖すること。
- (3) 津波の引き波により発生する流木等との衝突に注意すること。
- (4) 津波警報が解除されるまでは、見張りを強化すること。

別記 7

教育訓練基準

1 区分

次に掲げる教育訓練を行うものとする。

(1) 運航教育訓練

乗組員全般を対象に、消防艇の操船等の技能の向上及び維持を目的として行う訓練

(2) 新任教育訓練

新任乗組員を対象に、基礎教養及び事故防止のための知識技術の習得を目的として行う訓練

(3) その他教育訓練

その他必要により行う訓練

2 教育訓練の指導者

次に掲げる者とする。

(1) 安全運航責任者及び安全運航技術指導員

(2) (1) に掲げる者を除く、海技免許を受けた者

3 運航教育訓練

(1) 発艇訓練

ア 自船の運動特性及び風潮流を考慮した安全で円滑な発艇達着の操船技能の習得を目的とする。

イ 実施種別ごとの習得項目及び留意事項は、次の表に掲げるとおりとする。

実施種別		習得項目及び留意事項	
1	補助装置を使用	習得項目	1 船長の操舵号令の理解 2 自船の運動特性及び安全な側方距離の把握 3 補助装置を活用するときの操船要領 4 防舷材の設定要領
		留意事項	1 自船と係船場所との安全な側方距離を確保すること（側方距離は、おおむね自船の船幅と同程度とする。）。 2 係船場所に2ノット程度の速力で進入し、平行に停船すること。

2	補助装置を未使用	習得項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 後進発艇の操船要領 2 進入針路及び接近距離に応じた目標物の捉え方の把握 3 安全な達着に必要な最低速力の把握 4 係船場所と船位に応じた防舷材の設定要領
		留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 推進装置の保護を図るため、後進発艇で行うこと。 2 後進発艇時には、船首が係船場所に接近するため、防舷材を準備すること。 3 係船場所に1ノット程度の速力で進入し、できる限り側方距離を短くして平行に停船すること。 4 突発的に発生する船位変動に対応するため、補助装置を準備すること。
3	他船への発艇達着	習得項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 船長の操舵号令の理解 2 自船の運動特性及び安全な側方距離の把握 3 補助装置を活用するときの操船要領 4 防舷材の設定要領
		留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 自船と係船場所との安全な側方距離を確保すること（側方距離は、おおむね自船の船幅と同程度とする。）。 2 係船場所に2ノット程度の速力で進入し、平行に停船すること。
4	夜間の発艇達着	習得項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 夜間における距離感及び速度感の把握 2 探照灯及び作業等の有効な活用要領
		留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 探照灯及び作業灯を活用し、実施種別の1及び2のとおり発艇達着を行うこと。 2 距離感及び速度感が日中とは大きく異なるため側方距離を十分に確保すること。

(2) 航行訓練

- ア 気象、海象及び航行水域の状況を踏まえた操船技能の習得を目的とする。
- イ 実施種別ごとの習得項目及び留意事項は、次の表に掲げるとおりとする。

実施種別		習得項目及び留意事項	
1	通常航行	習得項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 水域の状況や他船の動向を踏まえた操船要領 2 航路標識及び航路信号の意味を理解した上での操船要領 3 航海計器の操作要領 4 航行中の小隊長及び船長への報告要領 5 船長の操舵号令の理解
		留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 日中時間帯に行うこと。 2 水域の状況に応じ針路の保持、避航、行会い等を行うこと。 3 狭水路（自船の回頭に必要な幅を有するものに限る。）でも行うこと。 4 橋りょう、水門等の通過を行うこと（通過可能な消防艇に限る。）。 5 航海計器を活用し、他船の動向等を把握して行うこと。
2	夜間航行	習得項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 自船の灯火の種類把握 2 他船の灯火による自船の船位、針路及び大きさの把握 3 航海計器を活用した危険情報の把握 4 暗視鏡、ライト等を活用した見張り要領 5 航路標識及び航路信号の点灯状態を基にした航路状況の把握
		留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 灯火の点灯が必要な時間帯に行うこと。 2 灯浮標のある航路で行うこと。 3 航路を示す灯火又は表示のある橋りょう、水門等を通過すること（通行可能な消防艇に限る。）。
3	航行放水	習得項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 放水前の安全確認要領 2 放水圧力及び角度に応じた反動力の把握 3 放水時の船位保持要領 4 泡消火薬剤の混合及び放水要領（各制御弁の開閉操作を含む。）
		留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 放水角度及び放水方向を変化させるとともに、停船時及び航行時のそれぞれで実施すること。 2 船位が安定しないことを踏まえ、安全な水域で実施すること。 3 水が飛まつすることから、他船の動向及び風向に注意すること。 4 泡消火薬剤の混合は、仮想で実施すること。

4	非常時航行	習得項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急操舵装置による操船手順の把握 2 片舷の推進機のみを使用した場合の操作性能の把握 3 応急操舵時の乗組員の役割分担の把握
		留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 操舵装置の使用不能を想定した訓練は、原則として係船状態で行うこと。 2 片舷の推進機のみを使用した航行訓練は、安全な水域で実施すること。 3 操舵及び推進装置の予備機能を理解した上で実施すること。

(3) その他の訓練

- ア 安全かつ円滑な附帯装置等の取扱操作に関わる技能の習得を目的とする。
- イ 実施種別ごとの習得項目及び留意事項は、次の表に掲げるとおりとする。

実施種別		習得項目及び留意事項	
1	積載品の積み降ろし	習得項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 積載艇の安全かつ円滑な積み降ろし要領 2 自船の船位保持を行う乗組員と積載艇の積み降ろしを行う乗組員との役割分担の把握
		留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 自船が係船されていない状態で行うこと。 2 積載艇のつり上げ時には、自船への接触に注意すること。 3 積載艇の着水時には、波浪による自船への接触に注意すること。 4 接触危険がある場合には、防舷材を活用すること。 5 クレーン装置の操作は、指揮者を明確にし、作業に携わる乗組員に共通認識を持たせた上で行うこと。
2	オイルフェンス（展張・収納）	習得項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 オイルフェンスの積載及び収納要領 2 オイルフェンスの展張及び設定要領 3 その他必要な事項
		留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 舷側付近での作業となることから落水に注意すること。 2 オイルフェンス積載時は、甲板上の作業スペースが狭くなることから転倒、つまづき、その他受傷事故に注意すること。

(4) 運航教育訓練に伴う船長及び機関長の習得事項

船長及び機関長の習得事項は、次の表に掲げるとおりとする。

	習得事項
船長	小隊長の下命に基づく安全運航のための操船及び船内作業全般の指示要領
機関長	機関装置の構造原理と整備履歴を把握した上での小隊長の下命及び船長の指示に基づく安全運航のための機関運用

4 その他教育訓練

その他教育訓練の項目ごとの内容は、次の表に掲げるとおりとする。

教育訓練項目		内 容
1	船舶関係法令 (運航)	適用水域、航法、航路、航行区域、運航制限、浮標種別等の運航に係わる法令知識
2	船舶関係法令 (船舶)	船舶の種類、船舶検査、設備（消防設備及び救命設備）、灯火、信号、形状物などの船体及び船体設備に係る法令知識
3	船舶関係法令 (乗組員)	海技免許、乗り組み基準、船長の職務と権限等の乗組員に関わる法令知識
4	気象及び海象	東京湾の気象及び海象の特徴、天気図の見方
5	船体構造	船体各部位の名称及び役割並びに船体の材質及び特徴
6	係船装置	1 キャプスタン及び係船金物の取扱要領 2 係船索及び防舷材の設定並びに解除要領 3 いかり及びびょう鎖の取扱い並びに投げびょう（揚びょう）要領
7	航海計器	レーダー、ソナー等の航海計器の知識及び取扱要領
8	操舵装置	操舵装置の知識及び取扱要領
9	救命設備	救命胴衣、GMDSS等の取扱要領
10	機関装置	主機及び補助機関の構造知識、取扱要領及び点検整備要領
11	消防ポンプ	消防ポンプ（付属装置含む。）の構造知識、取扱要領及び点検整備要領
12	電気設備	電気の基礎知識及び給配電設備
13	冷却、潤滑及び燃料系統	配管系統の把握、点検整備要領及び燃料の補給要領
14	安全管理 (甲板)	高所及び舷側での作業時の自己確保設定要領
15	安全管理 (機関)	電気設備及び回転摺動部付近での安全管理要領
16	その他	その他小隊長が必要と認めた事項

5 新任教育訓練

教育訓練項目		内 容
1	海事法規	1 代表的な海事法規の体系 2 消防艇に適用される法規
2	専門用語	海象用語、船舶用語、運航用語及び船長の操舵号令
3	船舶基礎工学	水浮遊の原理、船の推進、波抵抗、復元力、燃料種別等
4	船舶知識	1 船体各部位の名称及び役割 2 基本的な諸元性能（船体寸法、速力等）
5	安全知識	1 救命胴衣の着装要領 2 船体の危険箇所 3 船体動揺時の身体保持要領及び船舶事故発生時の安全確保要領
6	乗下船要領	1 栈橋及び護岸からの安全な乗下船要領 2 資機材の安全な積み込み（積み降ろし）要領
7	船内行動	1 船内構造と動線の把握 2 電気、水道等の光熱設備の系統と使用上の注意事項の把握 3 水密戸及びハッチの開閉要領
8	資機材	特殊放水器具等の消防艇専用の資機材の取扱要領
9	係船要領	1 クリート、クロスビット等への係船索の結着要領 2 防舷材、サンドレッド、ボートフック及びキャプスタンの取扱要領
10	見張り要領	1 目標物までの目視による距離の把握 2 見張り位置からの死角の把握 3 見張り時の報告要領（目標物の方位、距離、動静等）
11	その他	その他小隊長が必要と認めた事項

6 留意事項

- (1) 平素の業務執行の機会を活用し、年間を通じて教育訓練を行うこと。
- (2) 運航教育訓練を行う場合には、事前に乗組員に対して、教育訓練の内容、習得項目及び留意事項を示して行い、訓練終了後には、検討事項及び推奨事項の結果を乗組員で共有すること。
- (3) 新任の乗組員は、新任教育訓練を実施後に任命されている職務に応じて教育訓練を実施すること。
- (4) 教育訓練は、乗組員の技量に応じて、計画的に行うこと。
- (5) 教育訓練は、運航教育訓練の機会も有効に活用して実施すること。
- (6) 教育訓練の指導者は、消防艇ごとの諸元及び乗組員の技量に応じ、教育訓練の内容を変更又は追加して行うこと。

別記 8

附帯装置の操作に係る教育の執行体制

附帯装置の操作に係る教育の執行体制は、次に掲げるとおりとする。

- 1 教育を行うものとして、教育管理者、教育責任者及び教育指導者を置く。
- 2 教育管理者等に指定する者及び任務は、次の表に掲げるとおりとする。

	指定	任務
教育管理者	規程第 10 条に規定する安全運航管理者	教育の実施に関する統括的な管理責任を有し、教育責任者に対する指示及び監督を行う。
教育責任者	規程第 10 条に規定する安全運航責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育管理者を補佐し、教育指導者に対する指示及び監督を行う。 2 教育に伴う業務調整及び進行管理を行うとともに、教育の実施環境を構築する。 3 教育の効果を確認評価する。 4 必要により受講者に対して教育指導を行う。
教育指導者	附帯装置の操作に関する教育基準を満たした者で、原則、消防司令補以上の階級にあるもの。	教育責任者からの指示を受け、受講者に対して教育指導を行う。

- 3 教育指導者に消防司令補の階級にある者を指定できない場合においては、附帯装置の操作に関する教育基準を満たした者で、消防士長の階級にあるものを指定することができる。

別記 9

消防艇による事故発生時の対応要領

1 実施事項

小隊長及び船長は、乗組員を指揮して、次に掲げる事項を行う。

- (1) 消防指令センター及び所属への報告
- (2) 海上保安庁又は警察機関への通報（必要な場合に限る。）
- (3) 事故種別（衝突、乗り揚げ、浸水又は火災）に応じた被害軽減の措置
- (4) 事故発生時の状況の記録及び相手船等の情報把握

2 報告内容

(1) 共通の報告事項

- ア 業務継続の可否
- イ 日時及び場所
- ウ 事故種別
- エ 船体の損傷及び人的被害の状況
- オ 直近の接岸可能場所
- カ 救助の要否
- キ 危険物流出による危険排除の要否
- ク 応援要請の要否
- ケ 風潮流、潮汐及び波浪の状況
- コ その他必要な事項

(2) 事故種別ごとの報告事項は、次の表に掲げるとおりとする。

種別	報告事項
衝突	1 衝突時の針路及び速力 2 浸水危険の有無
乗り揚げ	1 乗り揚げ時の針路及び速力 2 浸水危険の有無 3 離礁の見通し 4 陸上からの離礁作業の支援の可否 5 船体周囲の水深及び底質
浸水	1 浸水箇所及び原因 2 浸水量（増減の状況を含む。） 3 浸水防止作業及び排水作業の実施状況
火災	1 出火箇所、出火原因及び延焼状況 2 消火活動の状況及び消火の見込み

(3) 留意事項

ア 他の船舶が関係する消防艇による事故の場合には、原則として業務継続を不能とする。

イ 判明した事項から順次報告すること。

3 被害の軽減措置

(1) 共通の措置事項

ア 傷病者の救出及び救護を優先して行うこと。

イ 応急措置により運航できる場合は、帰港又は直近の接岸可能場所に避難すること。ただし、衝突事故が発生した場合で沈没のおそれがないときには、海上保安庁又は警察機関が現場到着まで事故現場に停船しその機関の指示に従うものとする。

ウ 報告事項の確認及び記録を行うこと。

エ 退船準備(救命胴衣の着装、積載艇の準備及び重要書類等の搬出準備を含む。)を行うこと。

(2) 事故種別ごとの措置事項

次の表に掲げるとおりとする。

ア 衝突

措置事項	
1 直ちに停船し、機関を停止すること。	
2 損傷状況を確認するまで、衝突物から離れないこと。	
3 人命及び船舶の保護(相手船の被害軽減を含む。)に当たること。	
4 損傷の程度を確認し、防水及び排水活動を行うこと。	
5 相手船がある場合は、船名、船主名、船籍港名及び発着港名その他必要な事項を相互に通知すること。	

イ 乗り揚げ

措置事項	措置事項の詳細
投びよう等による船位固定	1 海岸線に直角に乗り揚げたときは、風潮流に合わせて船尾の動揺が内容に投びようすること。 2 海岸線に平行に乗り揚げたときは、沖合と陸岸の両側に投びようすること。 3 陸岸に近い場合、陸上に維持索を設定すること。 4 水深が深い舷側にボートフックを設定し、干潮時の消防艇の転倒防止を図ること。
自力離礁の可否の調査	1 離礁による破口箇所からの浸水の危険性を確認すること。 2 海水吸入口からの泥砂の吸い込みの有無を確認すること。 3 舵の破損を確認すること。

	4 自力離礁の操船による船体傾斜の危険性を確認すること。
自力離礁	<ol style="list-style-type: none"> 1 タンクの排水及び積載物の移動を行い、乗り揚げ箇所の喫水を浅くすること。 2 離礁方向にいかりを搬出して、びょう鎖を展張すること。 3 潮位を見計らい、びょう鎖を巻き込み、機関を後進して離礁すること。 4 海岸線に沿って潮流があるときは、左右舷のびょう鎖の展張及び弛緩を繰り返し、船体を左右に振りながら離礁すること。

ウ 浸水

措置事項	措置事項の詳細
操船等による浸水軽減	<ol style="list-style-type: none"> 1 浸水箇所を風下に向けること。 2 減速又は停船することで浸水量が増加する場合は、浸水量が最小となる速力で運航すること。 3 積荷の移動及び注排水により船体の傾斜を調整し、船体の安定を図ること。 4 浸水箇所が水面付近の場合は、船体を傾斜させて破口部と水面を離すこと。
浸水防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 破口が小さい場合には、木栓等を打ち込むこと。 2 破口が大きい場合には、毛布等を損傷個所に当て、その上から板及び木材で押さえること。 3 船内からの措置が困難な場合は、船外からの防水に努めること。
浸水範囲の拡大防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 浸水箇所に通じる開口部を閉鎖すること。 2 機関室への浸水を優先的に阻止すること。
排水作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ビルジポンプ及び利用可能なポンプを活用して排水すること。 2 可搬ポンプ装置等を積載している場合には、積極的に活用すること。
任意座礁又は退船	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水作業が間に合わない場合で、接岸可能場所までの運航が不能なときは、近くの浅瀬に乗り揚げること。 2 乗り揚げる適当な場所がない場合で、沈没のおそれがあるときは、退船すること。

エ 火災

措置事項
1 火災の発見者は、直ちに小隊長及び船長に報告するとともに、乗組員に火災の発生を周知すること。
2 船内備え付けの消火器等で初期消火を行うこと。
3 火元が風下になるように操船し、停船又は減速すること。
4 特定港内では、運航している場合を除き、長音5回の音響信号を発信すること。
5 船倉口、通風筒、舷窓、天窓等を閉鎖密閉し、火元への通気を遮断すること。
6 感電危険のある場合は、可能な限り電路を遮断すること。
7 直接火元に注水して消火すること。
8 隣接区画の可燃物を移動し、燃焼区画周囲に冷却注水を行うこと。
9 乗組員のみによる消火作業が困難な場合には、直近の接岸可能場所に移動して消火活動を行うこと。
10 必要により付近の浅瀬に乗り上げて、沈没を回避して消火活動を行うこと。
11 消火の見込みがない場合は、退船すること。

所属点検整備基準

		点検整備箇所	備 考			
部門別	大分類	細分類				
甲 板 関 係	航海計器関係	法定備品				
		法定携行証書類				
		船殻及び構造物（水密扉、ハッチを含む。）				
		操舵輪				
		操舵押しボタン				
		舵角指示器				
		自動船位保持装置				
		機関遠隔始動・停止装置				
		推進クラッチ装置				
		操船モード切替装置				
		ウォータージェット制御装置				
		各航海計器ランプ				
		汽笛、サイレン、拡声装置				
		ウィンドワイパー、ウォッシャー装置				
		その他				
	照明装置	航海灯				
		探照灯				
		投光器				
		作業灯				
		室内照明				
		照明灯（船外）				
		その他				
	航海支援機構	磁気コンパス				
		電子コンパス				
		時計				
		気圧計、温度計				
		傾斜計				
		GPS表示装置				
		レーダー				
		音響測探機（ソナー）				
		風向風速計				
		港湾無線（国際VHF）				
		その他				
	救命設備	救命胴衣				
		空気式救命索発射銃				
		救命浮環				
		EPIRB				
		自己点火灯、火せん、発煙信号等				
	その他					

甲板関係	係船設備等	ボラード、クロスビット等				
		フェアリーダー、ローラー				
		キャプスタン、コントローラー機能				
		キャプスタン電動機、モーター				
		係船索具類（サンドレッド含む。）				
		アンカー、アンカーチェーン				
		その他				
	クレーン装置	ブーム				
		操作レバー、リモコン				
		油圧配管、油圧ホース				
		ワイヤー				
		その他				
	積載品関係	国旗、市旗				
		国際信号機				
		防舷物、ポートフック				
		手用測鉛				
		その他				
	無線設備	消防無線				
		署系無線				
その他						
機関係	船底	船底				
		船底弁				
		海水ストレーナ				
		各配管				
		ビルジ				
		ビルジポンプ、ビルジタンク				
		その他				
		操舵装置	前後進操舵装置			
	油圧ポンプ駆動Vベルト					
	シリンダ、配管					
	舵軸管					
	手動操作装置の機能					
	その他					
	燃料関係	燃料油F/O（ガラス管及び燃料計）				
		取出し元弁				
		配管、継手				
		F/Oセパレータードレン				
		手動ポンプ				
		その他				
主原動機	始動機（スターターモーター）					
	排気（タービン、排気管含む。）					
	吸気（エアエレメント）					
	スロットルリモコンケーブル					
	機関停止アクチュエータ					
	主機操作版					
	潤滑油（L/O）					
	L/Oクーラー					
防食亜鉛						

機 関 関 係	主 原 動 機	L/Oの状態（温度、圧力）				
		冷却清水（リザーブ含む。）				
		海水ポンプ				
		その他				
	逆 転 減 速 機	クラッチ				
		作動油				
		オイルクーラー				
		作動油の状態				
		防食亜鉛				
		配管、ホース				
		その他				
	バ ウ ス ラ ス タ	コントロールパネル				
		スラスト変節ダイヤル、翼角制御装置				
		変節油ポンプユニット				
		動力タンク				
		その他				
	W J 推 進 装 置	バケット				
		羽根車				
		作動油				
		油圧ユニット				
		トリムタブ				
		メカニカルシール				
		油圧シリンダ、シャフト				
		逆洗機能				
		その他				
	電 気 設 備	※主原動機に同じ				
		調速機				
発電状況						
その他						
ポ ン プ 増 減 速 機	コントロールパネル					
	クラッチの作用					
	作動油					
	オイルクーラー					
	作動油の状態（温度、圧力）					
	防食亜鉛					
	配管、ホース					
	その他					
真 空 ポ ン プ	Vベルト					
	電磁クラッチ					
	オイル					
	止水弁、逆止弁					
	潤滑用水タンク					
	防食亜鉛					
	その他					

機 関 係	消 防 ポ ン プ	船底弁				
		本体及び運転時の状況				
		方口閉塞弁				
		冷却海水配管				
		消防配管及び電動弁				
	その他					
	計 器	連成計				
		圧力計				
		流量計				
		その他				
	油 圧 発 生 装 置	作動油タンク				
		作動油				
		ポンプ駆動用電動機				
		始動機				
		配管				
その他						

※ 本表は、適宜に行及び列を増やして使用すること。

乗組員配置表

所 属	船 名	課 別	整 理 番 号	階 級	氏 名	年 齢	隊 長	乗組員職務				海技免許等				機器資格等							
								船 長	機 関 長	無 線 担 当	そ の 他	航 海	機 関	小 型 船 舶	小 型 特 殊	1 級 機 関 員	2 級 機 関 員	水 難 救 助	海 上 無 線	ク レ ー ン			
千鳥町出張所	消防艇かわさき	1	1																				
			2																				
			3																				
			4																				
			5																				
			6																				
			7																				
			8																				
			9																				
			10																				
			11																				
	消防艇うみかぜ	2	1																				
			2																				
			3																				
			4																				
			5																				
			6																				
			7																				
			8																				
			9																				
			10																				
			11																				
備 考																							

- ※ 階級欄には、消防司令補は「補」、以下階級順に「長」、「副」、「士」と記載すること。
- ※ 乗組員職務欄は、複数の職務を兼務している場合には、それぞれの職務に○印を記載すること。
- ※ 海技免許等欄には、次のとおり記載すること。
 - 1 取得して資格に応じ、等級数又は○印を記載すること。
 - 2 海技士試験に係る乗船履歴を満たしている場合には、「乗」を記載すること。
- ※ 機器資格欄には、複数の職務を兼務している場合には、それぞれの職務に○印を記載すること。
- ※ 本表は、適宜に行及び列を増やして使用すること。

乗 船 履 歴 書

氏名	階 級 任 命 年 月 日				
	年 月 日	消 防 士	消 防 副 士 長	消 防 士 長	消 防 司 令 補
配置年月日	解除年月日	船 名	職 務	期 間 日 数	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
年 月 日	年 月 日			日	
海 技 免 許 等 の 取 得 状 況					
海 技 関 係 資 格				取 得 年 月 日	
1 級小型船舶操縦士					
2 級小型船舶操縦士					
特殊小型船舶操縦士					
4 級海技士（航海）					
5 級海技士（航海）					
6 級海技士（航海）					
4 級海技士（機関）					
5 級海技士（機関）					
6 級海技士（機関）					
第 級海上特殊無線技士					
備 考					

※ 期間日数欄には、指定年月日から解除年月日までの暦日の日数を記載すること。

消防艇機関運用日誌									
月 日 曜日 天候									
船名									
船長		機関長		放水長		2番員		3番員	
始業交替時		L	本日の燃料消費量		L	本日の燃料受入量		L	明日への繰越量
項目		回数	時分	消費量	真空試験	回	分	L	
火災	航行	回	分	L	故障修理	回	分	L	
	放水	回	分	L	調査	回	分	L	
救難	航行	回	分	L	回航	回	分	L	
	放水	回	分	L	機関調整	回	分	L	
特警	航行	回	分	L	訓練	出場	回	分	L
	放水	回	分	L		航行	回	分	L
試運転	航行	回	分	L		放水	回	分	L
	放水	回	分	L	合計	回	分	L	
引継交替		-----							
訓練		-----							
整備手入		-----							
特記事項		-----							
その他		-----							
備考									

船長点検箇所	良・否 ○×	機関長点検箇所	良・否 ○×	放水長点検箇所	良・否 ○×
船体全般		機 関 全 般		積 載 吸 管	
係船状態索具類		燃 料 系 統		放水銃・砲	
羅 針 盤		冷却水系統		放水塔（リモコン装置含）	
時 計・双 眼 鏡		潤滑油系統		積載化学薬剤	
気圧計・寒 暖 計		電 気 系 統		消防用積載器具	
航海灯・赤色回転灯		計器類（テレグラフ含）		自衛噴霧	
ワイパー		ビルヂポンプ		放口・吸口コック	
航海用具・自己点火灯		主ポンプ・配管		積載無線・防災無線	
航行装置		真空ポンプ			
レーダー		油圧・コーンクラッチ			
測 深 器		配分電盤			
風向風速計		バウスラスター			
テレビ及びカメラ		薬液混合装置			
アンプ・サイレン・フォン装置		通 風 機			
国籍証書		油圧操舵機			
船舶検査書		主発電機・発動発電機			
2番員点検箇所	良・否 ○×	3番員点検箇所	良・否 ○×		
メインマスト		空気式救命索発射銃			
アンカー及び予備ロープ		救命いかだ			
照明灯（12V/24V）		救 命 浮 環			
探 照 灯		救 命 胴 衣			
携帯用投光器		救 命 設 備			
キャプスタン					
冷暖房装置					
清 水（飲料水）					
消 火 器					

消防艇特別機能検査点検表 (船名:)

点検主任者				船長	
点検主任者				機関長	
分区	点検項目	点検内容	良否 ○×	処理状況	実施日
かじとり装置	ラット関係	外観・遊び・がた			
	舵角指示器	外観・機能			
	バケット (前後進操舵装置)	締付・漏水			
	操舵機	作動・オイル漏れ			
	その他	給油脂状況			
伝達装置	主軸 (露出部分のみ)	摩擦・腐食・損傷			
	軸封装置	機能・漏水			
	ウォータージェット推進装置 (WJ)	回転・振動			
	逆転機関係	機能・油量・油質・漏油・油圧計機能			
	パウラスタダイヤル及び押ボタン	外観・作動・油圧計機能			
その他					
機関本体	各部のもれ	漏油・漏水・燃料漏れ			
	各部の締付等	ボルトナットの増締・腐食			
	始動状況	機能 (セルモーター含む) その他			
	排気状況	色・生ガス			
	本体全般	変形・腐食・異音・異臭等			
	オイル関係	油量・油質			
	オイルエレメント	汚れ・つまり			
	油圧関係	計器確認			
	冷却水	水量・水質			
	海水ストレーナー	汚れ・つまり			
	海水ポンプ	外観・作動			
	機関始動時の排水関係	クラッチ冷却水及び機関冷却量			
	ホースバンド及びラバーホース	腐食・亀裂			
	水温及び排温	計器確認			
	ジンクロット	電食状況			
その他					

分区	点検項目	点検内容	良否 ○×	処理状況	実施日
機関本体	機関部及びバルブ	給脂			
	ウォーターポンプ	外観・機能・給脂			
	その他				
電気関係装置	バッテリー関係	液量・比重・漏れ・ターミナル接続端子			
	オルタネーター	機能（計器確認）軸受給脂状況			
	各種スイッチ	破損・腐食・作動			
	主発電機	外観・発電状況 （計器確認）			
	給排換気通風機	外観・機能			
	清水ポンプ	外観・機能			
	レーダー	外観・機能			
	測深器	外観・機能			
	テレビ及びカメラ	外観・機能			
	放送設備	外観・機能			
	無線装置	外観・機能			
	エンジンテレグラフ	外観・機能			
	冷暖房装置	外観・機能・フィルター			
	キャプスタン	外観・機能・ワイヤー			
	その他電機器具	外観・機能			
	各種モニターランプ	球切れ・未点灯			
	その他				
灯火関係	舷灯	外観・点灯状況			
	マスト灯	外観・点灯状況			
	停泊灯	外観・点灯状況			
	船尾灯	外観・点灯状況			
	信号灯	外観・点灯状況			
	赤色回転灯	外観・機能・点灯状況			
	船内灯	外観・点灯状況			
	機関室灯	外観・点灯状況			
	各種投光機	外観・点灯状況			
	船内操作盤	外観・機能・点灯状況			
	探照灯	外観・機能・点灯状況			
	その他				

分区	点検項目	点検内容	良否 ○×	処理状況	実施日
燃料系統	燃料タンク	残量・変形・漏れ液面計キャップ			
	燃料配管	変形・亀裂・漏れ			
	フィルターエレメント	汚れ・つまり			
	燃料バルブ	外観・開閉状況			
	その他				
計器類	油温計	外観・機能			
	回転計	外観・機能			
	油圧計	外観・機能			
	水温計	外観・機能			
	排温計	外観・機能			
	時間記録計	外観・機能			
	電流計	外観・機能			
	電圧計	外観・機能			
	コンパス	外観・機能			
	気圧計	外観・機能			
	風位風速計	外観・機能			
	その他				
消防ポンプ・配管・原液関係	ポンプ本体	外観・異音・異臭・漏れゆるみ・機能			
	各種弁コック	機能・給脂			
	ハイドリック	外観・機能			
	真空ポンプ	外観・漏れ・異音・異臭・機能オイル			
	原液ギヤーポンプ	外観・漏れ・異音・異臭・機能オイル・洗浄			
	各種ポンプクラッチ	外観・機能			
	配管	損傷・腐食・漏水			
	バルブ	損傷・腐食・漏れ・開閉状況			
	原液タンク	損傷・腐食・漏れ・液面計			
	吸口・放口・放水砲及び自衛噴霧等	機能・損傷・腐食			
	放水器具	外観・員数			
	真空計	外観・機能			
	連成計	外観・機能			
	圧力計	外観・機能			
	ポンプクラッチ油圧計	外観・機能			
	電動放水砲関係	作動状況 (電動・手動・電動弁)			
	その他				

分区	点検項目	点検内容	良否 ○×	処理状況	実施日
塗 装 関 係	塗装関係	塗装状況			
	甲板	塗装状況			
	機関室	塗装状況			
	エンジン	塗装状況			
	配管	塗装状況			
	その他				
そ の 他	スロットルレバー	外観・機能			
	救命胴衣	外観・機能			
	救命浮環	外観・機能			
	救命索発射銃	外観・機能			
	回転窓	外観・機能			
	消火器	外観・機能			
	ビルジポンプ	外観・機能・給脂			
	各駆動ベルト	張り・損傷			
	アンカー	外観			
	座席シート	損傷			
	各種カバー類	損傷			
	防舷材	損傷			
	消防用器具類	外観・員数			
	国籍証書	確認・破損・汚れ			
	船舶検査証	確認・破損・期限			
	国旗・市旗	損傷・汚れ・員数			
	係船索	損傷			
	その他				
手 清 入 掃	艇全般	ちり・ごみ・汚れ等 の清掃状況			
	機器工具類	員数			
特記事項					

※ 本表は、適宜に行及び列を増やして使用すること。

川消 第 号
令和 年 月 日

施設装備課長 様

臨港消防署長

点検整備要望書

1 消防艇名

2 外部点検整備の区分等

区 部	法定点検整備（ 定 期・中 間 ）・塗装上架点検整備
時 期	年 月 日から 年 月 日まで

3 点検整備要望

要 望 事 項 及 び 理 由	
備 考	

※ 内容を簡記し、必要により別途写真等を添付すること。

（ 担当）
内線

